

一般社団法人伊勢原市薬剤師会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人伊勢原市薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県伊勢原市に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目的)

第3条 この法人は、薬剤師及び医薬品の販売業に関係のある者（以下「薬事関係者」という。）の倫理的かつ学術的水準を高めるとともに、薬学及び薬業の進歩発展を図り、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する事項
- (2) 薬剤師及び薬事関係者の職能の向上に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及指導に関する事項
- (4) 薬事衛生の改善に関する事項
- (5) 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療資材の普及並びに流通の適正化に関する事項
- (6) 保険医療に関する事項
- (7) 在宅医療並びに介護並びに高齢者福祉に関する事項
- (8) 災害時における医療救護に関する事項
- (9) 献血の推進に関する事項
- (10) 学校及び地域社会の環境衛生に関する事項
- (11) 伊勢原市休日夜間薬局の運営に関する事項
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) A会員 伊勢原市にて開局又は開業している薬剤師及び薬事関係者
- (2) B会員 A会員以外の伊勢原市に居住し又は勤務する薬剤師及び薬事関係者
- (3) 名誉会員 本会に功績のあった者で、理事会の推薦により社員総会において承認された者
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうちA会員及びB会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は前項の規定により入会を承認した場合は、理事会にその旨を報告しなければならない。
(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この法人の目的を妨げ、又は妨げようとする行為のあったとき

(3) その他会員としての義務を怠ったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 6箇月以上又は6箇月分に相当する会費の納入を怠り、催告を受けた後6箇月を経ても納入しないとき

(2) 総A会員及びB会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会はすべてのA会員及びB会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに入会金及び会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任

(4) 役員の報酬等の額

(5) 事業計画書及び収支予算書の承認

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(7) 定款の変更

(8) 事業の全部又は一部の譲渡

(9) 解散及び残余財産の帰属の決定

(10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集す

る。

2 総A会員及びB会員の議決権の5分の1以上の議決権を有するA会員及びB会員は、会長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において、A会員及びB会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、A会員及びB会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総A会員及びB会員の議決権の過半数を有するA会員及びB会員が出席し、出席した当該A会員及びB会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総A会員及びB会員の半数以上であって、総A会員及びB会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 A会員及びB会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前3項の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

5 理事会において社員総会に出席しないA会員及びB会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席しないA会員及びB会員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席したA会員及びB会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、3名以内の副会長、1名の専務理事及び3名以内の常務理事を置くことができる。

4 前項の副会長、専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事（代表理事以外の理事であって、理事会の決議によりこの法人の業務を執行する理事として選定されたものをいう。）とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会務を掌理し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定める順序により、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。常務理事は会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
増員により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(顧問)

第27条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、社員総会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、社員総会に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長があらかじめ理事会で定める順序により議長となる。
(決議等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第22条第5項の規定による報告については適用しない。
(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 その他の機関

(委員会)

第34条 理事会は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 3 委員会に関する事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

(職種部会)

第35条 この法人の業務及び事業運営を円滑に行うため、社員総会の決議を得て、会員の中で職種を同じくするものによって職種部会を置くことができる。

- 2 職種部会に関する事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号から第3

号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 事業報告の附属明細書
 - 三 公益目的支出計画実施報告書
 - 四 貸借対照表
 - 五 正味財産増減計算書
 - 六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。
 - 3 定款及びA会員及びB会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第41条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局その他

(事務局)

第44条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き、会長が行う。

2 事務局の組織及び内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、橋口 章とする。